

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	アツギ株式会社		コード	3529
提出日	2021/7/1	異動（予定）日	2021/7/1	
独立役員届出書の提出理由	後上憲一氏、高野健吾氏の「該当状況についての説明」ならびに「選任の理由」の記載内容を変更するため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	高梨 利雄	社外取締役	○										○					有
2	播磨 奈央子	社外取締役	○													○		有
3	後上 憲一	社外監査役	○										△					有
4	高野 健吾	社外監査役	○										△					有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役の高梨利雄氏は、当社の原料仕入先の一つである旭化成株式会社の出身であります。同社は当社の筆頭仕入先ではなく、かつ、当社の同社からの原料仕入高は同社売上高の1%未満であります。また、当社は同氏が代表取締役を務めるセンコー株式会社との間で運送委託取引がありますが、その取引条件及びその決定方法は他の取引先と同等の条件であり、取引の規模及び性質に照らして、一般株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。	社外取締役の高梨利雄氏は、一般事業会社の取締役を歴任され、その豊富な知識と経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任いたしました。高梨氏の出身である旭化成株式会社は当社の原料仕入先の一つですが、筆頭仕入先ではなく、同社原料仕入高は同社売上高の1%未満であり、また、すでに同社を退任されてから3年が経過していることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
2		社外取締役の播磨奈央子氏は、公認会計士として財務・会計に関する専門的な知識を有しているうえ、一般事業会社の監査役や監査等委員として経営監督の経験を有しており、その知識と経験等を当社の経営の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任いたしました。播磨氏は役員の属性のいずれの項目にも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
3	社外監査役の後上憲一氏は、当社の取引銀行の一つである株式会社三井住友銀行の出身であります。	社外監査役の後上憲一氏は、銀行の執行役員や一般事業会社の取締役を歴任され、その豊富な知識と経験等を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任いたしました。当社は後上氏の出身である株式会社三井住友銀行から借入金がありますが、すでに同氏が銀行を退任されてから10年以上が経過していることから、同行の意向に影響される立場になく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
4	社外監査役の高野健吾氏は、当社の取引銀行の一つである株式会社横浜銀行の出身であり、2019年7月より2021年6月までは同行の顧問に就任しておりました。	社外監査役の高野健吾氏は、銀行の取締役や証券会社等の取締役を歴任され、その豊富な知識と経験等を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任いたしました。当社は高野氏の出身である株式会社横浜銀行から借入金がありますが、すでに同氏が銀行を退任されてから5年以上が経過していること、2019年7月より2021年6月までは同行の顧問に就任しておりましたが、その活動内容等に鑑み、業務執行性はないことなどから、同行の意向に影響される立場になく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。